

県議会のあり方に関する検討委員会次第

平成24年6月1日
(第14回)

1 開 会

2 委員席の決定

- ※ 議長あいさつ
- ※ 書記の紹介

3 協議事項

(1) 座長の職務を代理する委員の指名について

(2) 今後のスケジュールについて

資料1

4 そ の 他

5 閉 会

今後のスケジュール（案）

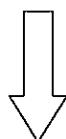
6／1（本日）

第14回あり方検討委員会



- ワーキンググループによる議会基本条例案の協議・決定

開催予定	内 容
6／19 第15回あり方検討 委員会	<input type="radio"/> 条例案の確認について <input type="radio"/> 検討委員会報告書について



- 政策条例検討会議による条例案上程の可否の検討

6／26 (6月定例会閉会日) 本会議	<input type="radio"/> 条例案の上程・採決
---------------------------	---------------------------------

※ 上記日程は、協議の進捗状況により変更することもある。

あり方検討委員会の活動経過等の概要

会議名（開催日）等	主な経過・活動内容等
[6月定例会本会議] (H23. 6. 15)	[当委員会の設置議案を可決]
あり方検討委員会 第1回（6. 22）～ 第5回（8. 26）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会活動方針・計画の決定 ○ 検討項目の絞込み・仕分け <ul style="list-style-type: none"> 【協議結果】 <ul style="list-style-type: none"> ① 当委員会で検討する項目 議会基本条例の制定を視野に、条例に盛り込む項目について、今後検討する。 ② 別の協議の場で検討する項目 選挙区割・定数の見直し、政務調査費・応接旅費・議員報酬のあり方については、別の協議の場で検討する。 ○ 議会基本条例に盛り込むことを検討する項目の決定 <ul style="list-style-type: none"> 【協議結果】 <ul style="list-style-type: none"> 次の3項目を柱に今後検討する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 議会の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ① 予算審議の強化 ② 議会の機能強化（議会の会期、反問権） ③ 議員間討議 2 知事等と議会との関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事との関係の基本原則 (①監視機能の強化、②政策立案及び政策提言) 3 議会と県民との関係 <ul style="list-style-type: none"> ① 県民意思の反映 ② 広報広聴活動の充実 ③ 県民（請願者等）への説明責任
第6回（9. 22）～ 第10回（11. 25） ※ 長野県議会、三重 県議会、奈良県議会 調査（10. 26～28）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討項目の具体的検討及び方向性の整理 <ul style="list-style-type: none"> 【協議結果】 <ul style="list-style-type: none"> 参考資料2のとおり ○ 議会基本条例に盛り込む項目及びその順序の決定

会議名（開催日）等	主な経過・活動内容等
第11回（12.9）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策条例検討会議への提案を決定 【協議結果】 平成23年12月13日に政策条例検討会議を議長に招集してもらい、その会議の場で議会基本条例の制定について提案することを決定。
[政策条例検討会議]（12.13）	<p>議会基本条例の制定を提案した結果、条例化に向けて検討を行うことを正式決定。また、条例化に向けた具体的な検討を行うため、当委員会の座長及びその職務代理者、自民党の幹事長及び政審会長、並びに議会運営委員会を構成するその他の会派の幹事長からなるワーキンググループを新たに設置することを決定。</p> <p>※ この後、第12回のあり方検討委員会で要綱案の内容等が報告されるまで、ワーキンググループは会議を計7回開催。</p>
第12回（H24.3.12）～第13回（3.16）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会基本条例要綱案等の報告・確認 参考資料3によりワーキンググループから報告。あわせて今後パブリックコメントを行った上で、平成24年6月定例会中に当委員会に対し条例案を提示できるよう、条例策定作業を進めるとの報告があり、委員会として確認。 ○ 今後のスケジュールの決定 【協議結果】 パブリックコメント実施を踏まえた今後の当委員会のスケジュールを決定。また、当委員会の設置期限を6月末日まで延長する方向で決定。
[2月定例会本会議]（3.22）	[当委員会の設置期限延長に係る議案を可決]
(3.26～4.24)	[ワーキンググループによるパブリックコメントの実施]

参考資料2

(11月25日第10回委員会確認資料)

11月4日開催の検討委員会における項目ごとの協議結果

○ 議会の機能強化

(1) 予算審議の強化について

- 条例化する方向で一致。
なお、具体策については、別途協議。

(2) 議会の会期について

- 現状のとおり（定例会4回）とする方向で一致したが、緊急時の議会開催のあり方については、今後議論を深める。

(3) 反問権について

- 奈良県の条文にならい、趣旨確認程度の発言ができるなどを条例に盛り込む方向で整理。
なお、「反問権」という表現は使わない。

(4) 議員間討議について

- 条例に盛り込むという方向で整理。
なお、議員間討議を行う際は、必要に応じて執行部に同席してもらう。

○ 知事等と議会との関係

(1) 監視機能の強化について

→ 前回までの協議結果のとおり、知事と議会との関係の基本原則を条文化し、「監視及び評価」という条文の中で事務執行の事前・事後の監視を行うとともに、県民にその評価を明らかにするという内容も盛り込むという方向で整理。

(2) 政策立案及び政策提言について

→ 現状の取組（今まで議論してきた内容）のほか、必要に応じて、調査機関や諮問機関を設置できることを条文化する方向で整理。

○ 議会と県民との関係

(1) 県民意思の反映について

- 県民の意向を議会に反映するとともに、公聴会、参考人制度等を積極的に活用し、県民の議会活動に参画する機会を確保することを条文化する。
なお、条例化した後に、県民との意見交換や幅広い情報提供、県民が参画できる機会を作るといったことの具体策を議論するという方向で整理。

(2) 広報広聴活動の充実について

- 多様な媒体を用いた情報提供を行うことを条文化する。
なお、委員会のネット中継や議長の記者会見については、広報委員会の中で協議を行うという方向で整理。

(3) 県民（請願者等）への説明責任について

- 請願に限定して明記はせず、議員の議会活動について、県民へ説明責任を果たすことを条文化するという方向で整理。

宮崎県議会基本条例（仮称）要綱案の概要

前文

- ・地方自治を取り巻く情勢が大きく変化している中で、本県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい議会のあり方を追求し、不斷の議会改革に努めてきたところである。
- ・多様な行政課題に対して、限られた財源の中での施策の重点化を図ることが必要となってきていることから、県民の意思が適切に県政に反映されるよう、県民の代表である議会が、知事等の事務執行に対する監視及び評価を行いつつ、政策立案及び政策提言に努め、合議制の機関として県民に分かりやすく議論を尽くすことが、ますます重要になってきている。
- ・ここに、本県議会は、地方分権の一層の深化が展望される中で、今後とも議会の活性化を図りながら、県民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、この条例を制定する。

第1 総則

1 目的

議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を明らかにするとともに、議会と知事等との関係、議会と県民との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に応え、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

2 定義

「議会」、「知事等」、「議員」、「会議等」、「委員会等」、「協議等の場」、「質問等」の定義を定める。

3 基本理念

(1) 議会は、県民を代表する機関として、その機能を十分に發揮することにより、眞の地方自治の確立を目指すものとする。

(2) 議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、議会の政策意思を明確に示すため、知事等への監視機能を強化するとともに、政策提言型の議会を目指すものとする。

(3) 議会は、多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた議会運営に努めるものとする。

第2 議員の責務及び活動原則

1 議員の責務及び活動原則

- ・常に県民全体の利益を考え、県民の負託に応えること
- ・調査及び研修活動を通じた資質向上
- ・論点を明確にし、県民に分かりやすい質問等
- ・議会活動について県民に説明する責務
- 2 会派
 - ・議会活動を行うための会派の結成
 - ・所属議員への活動支援、積極的な政策立案・提言
 - ・会派間の協議及び調整

第3 議会運営の原則

1 議会運営の原則

議会運営の原則

- ・円滑かつ効率的な運営
- ・議員の発言の保障かつ活発な議論
- ・公正かつ県民に開かれた運営
- ・常任委員会、特別委員会の機能の十分な發揮
- 2 質問等の充実
 - ・質問等の内容の充実
 - ・知事等に対して質問等の趣旨確認の発言の許可

第5 議会と知事等との関係

1 知事等との関係の基本原則

- ・知事等との緊張ある関係の構築
- ・知事等との立場及び機能の違いを踏まえた議会活動
- 2 監視及び評価
 - ・知事等の事務執行に対する事前・事後の監視責務
 - ・知事等の事務執行についての評価を明らかにする責務
- 3 政策立案及び政策提言
 - ・議員提案の条例制定、特別委員会による政策立案等

第6 議会と県民との関係

1 県民の議会活動への参画の確保

- ・県民の議会活動に参画する機会の確保
- ・参考人、公聴会等の制度の積極的な活用
- 2 議会の説明責任
 - ・議会活動に関する県民への説明責任
- 3 広報及び広聴の充実
 - ・多様な媒体を活用した積極的な広報及び広聴
- 4 委員会等の公開
 - ・委員会等の原則公開
- 5 議会活動に関する資料の公開
 - ・議会活動に関する資料の公開及び会議録の閲覧

第7 議会活性化の推進

- 1 議会活性化の推進
 - ・既存の制度等に対する不断の見直し
- 2 議会活性化推進会議
 - ・必要に応じ議会活性化推進会議の設置
- 3 議員定数及び選挙区
 - ・議員定数及び選挙区の規定

第8 政治倫理

- 1 政治倫理
 - ・議員としてふさわしい品性と識見ある行動
 - ・議員の資産等の公開、政治倫理

第9 議会事務局等

- 1 議会事務局
 - ・議会事務局の機能の充実強化
 - ・職員の能力向上のための措置
- 2 議会図書室
 - ・議会図書室の適正な管理運営及び機能強化

第10 挽則

- 1 この条例と他の条例等との関係
 - ・議会に関する他の条例等を制定・改廃する際の本条例の趣旨の尊重
- 2 条例の見直し
 - ・県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえた本条例の見直し

第11 施行期日

- 公布の日

宮崎県議会基本条例（仮称）要綱案

前文

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)や地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)の施行などによる地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会の役割や責務が増大し、議会機能の充実強化が求められるなど、地方自治を取り巻く情勢が大きく変化している中で、本県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい議会のあり方を追求し、不断の議会改革に努めてきたところである。

今、我が国においては、これまでの動きに加えて、更なる地方分権の進展を求め、地方から次世代に向けた新たな取組が始まっている。しかしながら、一方で、地方財政は、国家財政とともに極めて厳しい状況に陥っており、多様な行政課題に対して、限られた財源の中での施策の重点化を図ることが必要となってきた。

したがって、県民の意思が適切に県政に反映されるよう、県民の代表である議会が、知事等の事務執行に対する監視及び評価を行いつつ、政策立案及び政策提言に努め、合議制の機関として県民に分かりやすく議論を尽くすことが、ますます重要になってきている。

ここに、本県議会は、地方分権の一層の深化が展望される中で、今後とも議会の活性化を図りながら、県民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、この条例を制定する。

第1 総則

1 目的

この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を明らかにするとともに、議会と知事等との関係、議会と県民との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に応え、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

- (1) 議会 宮崎県議会をいう。
- (2) 知事等 知事その他の執行機関をいう。
- (3) 議員 宮崎県議會議員をいう。
- (4) 会議等 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。
- (5) 委員会等 委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。
- (6) 協議等の場 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。
- (7) 質問等 質問又は質疑をいう。

3 基本理念

- (1) 議会は、県民を代表する機関として、その機能を十分に發揮することにより、眞の地方自治の確立を目指すものとすること。
- (2) 議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、議会の政策意思を明確に示すため、知事等への監視機能を強化するとともに、政策提言型の議会を目指すものとすること。
- (3) 議会は、多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた議会運営に努めるものとすること。

第2 議員の責務及び活動原則

1 議員の責務及び活動原則

- (1) 議員は、県民の代表として常に県民全体の利益を考え、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託に応えるものとすること。
- (2) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとすること。
- (3) 議員は、会議等において質問等を行うに当たっては、質問等の論点を明確にし、県民に分かりやすくするよう努めるものとすること。
- (4) 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有すること。

2 会派

- (1) 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができること。
- (2) 会派は、所属議員の活動を支援するとともに、積極的な政策立案及び政策提言に努めなければならないこと。
- (3) 会派は、円滑かつ効率的な議会の運営に資するため、必要に応じて、会派間の協議及び調整に努めるものとすること。

第3 議会運営の原則

1 議会運営の原則

- (1) 議会は、合議制の機関として、その機能が十分に發揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならないこと。
- (2) 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行えるように努めなければならないこと。
- (3) 議会は、公正かつ県民に開かれた運営に努めなければならないこと。
- (4) 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に發揮するよう運営しなければならないこと。
- (5) 特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に対応して設置し、その機能を十分に發揮するよう運営しなければならないこと。

2 質問等の充実

- (1) 議員は、会議等において質問等を行うに当たっては、第2の1に規定する議員の責務及び活動原則を自覚し、その内容の充実に努めるものとすること。
- (2) 会議等において、説明のため議会から出席を求められた者は、議長、委員長、又は協議等の場の会務を総理する者の許可を得て、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第4 議会の機能強化

1 議会の機能の強化

議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとすること。

2 議会の会期等

- (1) 議会は、県政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとすること。
- (2) 議会は、緊急の課題等に対応するため、迅速かつ機動的に臨時会を開くことができるよう努めるものとすること。

3 予算審議の強化

- (1) 議会は、知事に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとすること。
- (2) 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための機能の充実強化に努めるものとすること。

4 議員間討議

- (1) 議員は、議会の機能を十分に發揮するため、委員会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとすること。
- (2) 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとすること。

5 専門的知見の活用

- (1) 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとすること。
- (2) 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査のため必要があると認めるとときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができること。

6 大規模災害等への対応

議会は、大規模災害等の発生に際して迅速かつ機動的に調査活動等を行うための機能の充実強化に努めるものとすること。

7 調査研究

議員は、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、県民の負託に応えるため、調査研究に積極的に努めるものとすること。

8 政務調査費

- (1) 議員の調査活動、広報広聴活動等の調査研究に資するため必要な経費の一部として、宮崎県政務調査費の交付に関する条例(平成13年宮崎県条例第29号。次項において「政務調査費交付条例」という。)で定めるところにより、会派及び議員に政務調査費を交付すること。
- (2) 会派及び議員は、政務調査費交付条例で定めるところにより、政務調査費の使途を明らかにしなければならないこと。

第5 議会と知事等との関係

1 知事等との関係の基本原則

- (1) 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展に取り組まなければならないこと。
- (2) 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならないこと。

2 監視及び評価

- (1) 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有すること。
- (2) 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有すること。

3 政策立案及び政策提言

議会は、議員提案による条例の制定、決議及び特別委員会等の審査又は調査等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとすること。

第6 議会と県民との関係

1 県民の議会活動への参画の確保

- (1) 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとすること。
- (2) 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の制度の積極的な活用に努めるものとすること。

2 議会の説明責任

議会は、議会運営、政策立案等の議会活動に関し、県民に対して説明する責務を有すること。

3 広報及び広聴の充実

議会は、県民に開かれた議会を実現するため、議会活動に関して多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるものとすること。

4 委員会等の公開

議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開すること。

5 議会活動に関する資料の公開

議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、議会活動に関する資料を、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）で定めるところにより公開するとともに、本会議及び委員会の会議録を県民が閲覧できるようにするものとすること。

第7 議会活性化の推進

1 議会活性化の推進

議会は、その機能を十分に發揮し、県民の負託に応えられるよう、議会活性化に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不断の見直しを行うものとすること。

2 議会活性化推進会議

議会は、議会活性化の推進に関する基本的事項について協議又は調整を行うため、議会活性化推進会議を設置することができること。

3 議員定数及び選挙区

議員の定数及び選挙区は、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に發揮するとともに、議会を能率的に運営しその意思決定を円滑に行うことができるよう、県議會議員の定数を定める条例（平成14年宮崎県条例第26号）及び県議會議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和33年宮崎県条例第28号）で定めること。

第8 政治倫理

1 政治倫理

- (1) 議員は、県民の負託を受けた代表として県政に携わる権能と責務を深く認識し、県民全体の利益の実現を図るため、議員としてふさわしい品位と識見をもつて行動すること。
- (2) 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年宮崎県条例第38号）の定めるところによること。
- (3) 前2項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによること。

第9 議会事務局等

1 議会事務局

- (1) 議会は、政策立案及び政策提言に関する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとすること。
- (2) 議長は、議会事務局職員の能力を高めるために必要な措置を講ずるものとすること。

2 議会図書室

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとすること。

第10 條例の見直し

1 この条例と他の条例等との関係

この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならないこと。

2 条例の見直し

議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとすること。

第11 施行期日

この条例は、公布の日から施行すること。

県議会のあり方に関する検討委員会規程（平成23年6月20日議会告示第7号）

（趣旨）

第1条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）第120条第4項の規定に基づき、県議会のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この委員会は、県議会の今後のあり方に関する協議又は調整を行うことを目的とする。

（委員）

第3条 委員会の委員は、副議長及び議会運営委員会の委員とする。

（座長）

第4条 委員会に座長を置き、副議長をもってこれに充てる。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、議長が招集する。

2 委員会の会議は、原則として委員全員が出席して開くものとする。

3 委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、当該委員の属する会派の議員の中から代理者を出席させることができる。

4 委員会の会議は、その決定で非公開とすることができます。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、議会事務局議事課において処理する。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成23年6月15日から適用する。
- 2 この告示は、平成24年6月30日限り、その効力を失う。